

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内

 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456

《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

■開催日時、場所については

軽減税率説明会

検索



軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局
URL <http://kzt-hojo.jp/>

【専用ダイヤル】0570-081-222

《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)